

令和2年10月22日  
生食発1022第1号  
2食産第3731号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部  
改正について

我が国からインドネシア向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、インドネシア当局から衛生証明書様式の変更の通知があったことを受け、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

### 1 要綱本文について下記の改正を行ったこと。

インドネシア当局から示された新たな衛生証明書様式（以下「新様式」という。）における証明事項に対応するため、衛生証明書の発行要件に「インドネ

シア向け輸出水産食品は、食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理の下で取り扱われていること。」を追加。

- 2 別紙様式及び別添について下記の改正を行ったこと。
  - (1) 別紙様式 6（衛生証明書様式）について、新様式に変更するとともに、別紙様式 5 の内容を修正。
  - (2) 新様式における証明事項に対応するため、輸出の都度の官能検査の対象を輸出水産食品全てとし、これに合わせて、別紙様式 9、別添 2 及び別添 3 の内容を修正。
- 3 令和 2 年 10 月 31 日までの日付で発行される衛生証明書は、従前の要綱の別紙様式 6 により発行し、令和 2 年 11 月 1 日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知に基づき、新様式により発行すること。